

水賀池公園整備事業

年度協定書（指定管理者制度）（案）

水賀池公園整備事業に関する年度協定書（案）（指定管理者制度）

堺市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、令和〇年〇月〇日に堺市水賀池公園の管理に関して締結した水賀池公園整備事業基本協定書（指定管理者制度）（以下「基本協定」という。）に基づき、乙が管理する施設（以下「管理施設」という。）の令和〇年度における年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 この年度協定は、管理施設の管理運営業務（以下「本業務」という。）の令和〇年度の業務内容を定めることを目的とする。

（令和〇年度の業務内容）

第 2 条 甲及び乙は、令和〇年度の業務内容は、基本協定に定めるもののほか事業計画書に定めるとおりであることを確認する。

（管理施設の修繕に係る費用負担の取扱い）

第 3 条 管理施設の修繕費は、次の各号のとおり取扱うものとする。

- （1） 1件当たりの修繕に係る予定価格（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含まない。以下同じ。）が250万円を超えるものについては、甲乙協議を行い、甲が必要と認めるものについては、甲の費用負担において修繕を行うものとする。ただし、劣化による損傷及び乙の責に帰する事由によって必要となった経費は、乙の負担とする。
- （2） 前項を除く管理施設の補修等は乙が実施するものとする。

（協定の変更）

第 4 条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更となったとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

（疑義の取扱い）

第 5 条 基本協定において年度協定で定めるとしたもので、この年度協定に定めのない事項又はこの年度協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

この年度協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 堺市堺区南瓦町3番1号
名 称 堺 市
代表者 堺 市 長 永藤 英機 印

乙 団体名
代表団体
住 所
名 称
代表者

構成団体
住 所
名 称
代表者